

のうぎょうと農業委員会

第26号

編集
十和田市農業委員会
☎516740

市長に建議書を提出

昨年11月26日、市長応接室において、市農業委員会の中野均会長、新屋敷より子会長職務代理者が市長に対し、十和田市農業振興に関する建議書を提出しました。

建議内容と市側からの回答をお知らせします。

◆**建議内容**

①平成27年度に農家の生産意欲向上対策として、水稲作付農家（とも補償加入者）に対し、主食用米作付面積に応じた種子購入に係る経費についての助成を行っていただきたい。

②主食用米の稲わらの有効活用に対する助成を行っていただきたい。

③市長と農業委員による農政に関する懇談会を開催したい。

◆**市長の回答**

①新年度予算で支援策を検討したい。

②稲わら助成を行った当時と今では状況が違うが、検討したい。

③農政全般についての意見交換をしたい。

※①については、米価下落に伴う補てんを含む総額約5千万円の支援が決定し、実施されました。



建議書を手渡す中野会長（写真右）と小山田市長

農業体験交流会で2組のカップルが成立

1月25日沢田悠学館で市農業後継者対策協議会主催の交流会第2弾「とわだベジ婚活」を開催し、男女合わせて16人（うち男性11人、女性5人）が参加しました。

今回は、地元産の食材を使って、そば打ちや短角牛のバラ焼きなどの料理体験を男女一緒にグループで行いました。作業を進めるうちに次第に和やかな雰囲気となり、2組のカップルが誕生しました。今後も、より多くのかたに参加していただけるような交流会を企画していきます。



家族経営協定調印式が行われました

2月25日に市役所で家族経営協定調印式が行われ、2組の農家が協定を締結しました。市農業委員会ではより良い就労環境作りのため、家族経営協定の締結を推進しています。

県内において9年連続して最多の締結数であり、現在127組の家族が協定のもと農業経営に励んでいます。

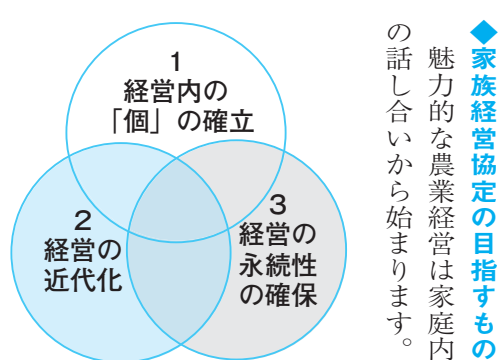


今回締結した佐々木章夫さん、平館賢一さんの2家族（いずれも藤島地区在住）

◆家族経営協定とは…

仕事と生活の区別があまりいなくなりながら農業経営において、労働時間や役割分担・報酬・休日などについて、家族でルールを決めることにより、生きがいと働きやすい環境作りのために締結するものです。

皆さんも、制度資金などのメリットの大きな家族経営協定を考えてみませんか。



農地は適正に、責任を持って管理しましょう

農地転用は許可が必要です

◆農地転用とは…

農地を住宅や店舗、駐車場などで利用するなど農地以外の用途に利用することです。一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。

登記地目が山林・原野などでも、現況地目が農地の場合は、許可の対象となります。

◆無断で転用すると…

許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることがあります。法人の場合はさらに厳しく、1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前にご相談ください。

耕作しないで農地を放置していませんか

農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁茂や種子の飛び散り・害虫の発生などにより周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄される恐れがあります。

相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は、納税猶予が取り消されたり農業者年金が減額されたりすることがあります。

◆耕作ができないかたは…

高齢や労力不足、あるいは農地を相続したが農業をしたことがないなどの理由で農地を放置していませんか。

農地中間管理機構の農地中間管理事業では、一定の条件に該当する場合は、農地中間管理機構で農地の借り手を探しますので、お気軽に農業委員会に相談ください。

移動農業委員会を3地区で開催

3月8日に洞内地区、3月15日に晴山地区、3月22日に芋久保地区の3地区で移動農業委員会を開催し、地区の農業者約120人が参加しました。

始めに農業委員会から①農地の利用②農地中間管理事業③遊休農地の解消④農業者年金⑤家族経営協定などについて説明しました。

その後、参加者から各説明事項についての質疑があり、活発な意見交換が行われました。

移動農業委員会は、農業委員会が地域に向いて、地域の皆さんと膝を交えて意見交換を行い、明るい農村作りに役立てるものです。

是非、皆さんの地区でも開催してみませんか。詳しくはお問い合わせください。



芋久保地区



晴山地区



洞内地区

農業者年金受給者の皆さんへ

現況届は6月30日までに提出を

農業者年金を受給しているかたは、6月30日(火)までに農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。忘れずに農業委員会か支所市民生活係へ提出してください。提出しないと年金の支払が保留されます。

なお、今年から現況届の様式について一部変更があります。特に経営移譲年金や特例付加年金を受給しているかたは裏面の記載事項に該当していることを確認の上、署名して提出してください。

現況届が届いていないかた、紛失したかた、ご不明なかなどは、農業委員会までお問い合わせください。

※農地についてのご相談は、お近くの農業委員か、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

問 農業委員会事務局
☎516740